

【一次利用調整】令和9年4月1日保育所入所について (子ども・子育て支援法第19条2号認定／3号認定)

提出方法		提出先	期限
下記 ② ③ 以外の方	① オンライン申請 原則オンライン申請となります	横浜市ウェブサイトのオンライン申請のページをお読みいただいた上で、必要書類(添付書類)を準備し、データ化した後、マイナポータルから申請してください。 注：添付書類は文字がはっきり読み取れることをご確認ください。 	令和8年10月28日(水) 23時59分まで送信分 ※通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。
	②個別に支援を必要とするお子さん (障害者手帳有(申請中含む)・発達に心配がある(地域療育センターに相談している(予定含む))・診断が出ている等)	港南区役所 こども家庭支援課 相談予約受付 (4階40番窓口) Tel 045-847-8457 <u>10月16日(金)までに事前相談が必須です。(予約制)</u>	令和8年10月28日(水) ※区役所での事前相談に加えて、利用を希望する保育所等への面談・相談をしていただくことも必要です。 (令和9年度横浜市保育所等利用案内P4参照)
	③医療的ケアを必要とするお子さん	港南区役所 こども家庭支援課 相談予約受付 (4階40番窓口) Tel 045-847-8498 <u>早急にご相談ください。</u>	

※市外への保育所等への申請・市外からの申請については令和9年度横浜市保育所等利用案内P14をご確認ください。

◆やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方

- ・令和9年度横浜市保育所等利用案内をお読みいただき、申請に必要な書類を下記宛先に郵送してください。
- ・必要書類は横浜市ホームページよりダウンロードしてください。



4月一次申請・不足書類(消印有効) ※特定記録郵便を推奨します。	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛 郵便番号と宛先のみで届きます
-------------------------------------	---

【二次利用調整】令和9年4月1日保育所入所について (子ども・子育て支援法第19条2号認定／3号認定)

◆令和9年4月1日入所(二次利用調整)を希望する場合

	提出方法	提出先	期限	結果通知
下記②以外の方	①オンライン申請 原則オンライン申請となります	横浜市ウェブサイトのオンライン申請のページをお読みいただいた上で、必要書類(添付書類)を準備し、データ化した後、マイナポータルから申請してください。 注：添付書類は文字がはっきり読み取れることをご確認ください。 	令和8年 12月23日(水)～令和9年2月2日(火) <u>必着</u> ※オンライン申請は23時59分まで送信分 ※通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。	令和9年 3月4日 前後
②個別に支援を必要とするお子さん	②窓口 (土曜開庁不可)	港南区役所 こども家庭支援課保育担当 (窓口提出：4階40番窓口)		

※市外への保育所等への申請・市外からの申請については令和9年度横浜市保育所等利用案内P14をご確認ください。

◆やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方

- ・令和9年度横浜市保育所等利用案内をお読みいただき、申請に必要な書類を下記宛先に郵送してください。
- ・必要書類は横浜市ホームページよりダウンロードしてください。



4月二次申請(締切日必着)	〒233-0003 横浜市港南区港南4丁目2番10号 港南区こども家庭支援課保育担当 ※特定記録郵便を推奨します。
---------------	---

◆一次利用調整で入所保留になった方は、二次利用調整の申込みは不要です。

引き続き二次利用調整で利用調整にかかります。(申請は令和9年度末(令和10年3月)まで有効です。) なお、二次利用調整に向けて、希望園の追加・変更など、申請内容の変更もできます。その場合は「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を2月3日(水)までにご提出ください。

(令和9年度横浜市利用案内P12参照)

申請時の注意事項

◆書類のご提出について

- ・令和9年度横浜市保育所等利用案内（以下、令和9年度横浜市利用案内）を必ずお読みください。
- ・申請に必要な書類は、令和9年度用の様式にてご準備ください。
- ・申請先は居住区です。港南区にお住まいの方が他区の保育所等の利用申請をする場合も申請先は港南区役所になります。
- ・郵送の場合、特定記録郵便を推奨します。
- ・窓口で書類を受理・審査することはできません。（ただし個別に支援を必要とするお子さん・医療的ケアを必要とするお子さんを除く）
- ・申請内容に変更が生じた場合には、必ず届出を行ってください。（令和9年度横浜市利用案内P27参照）

◆提出期限について

- ・給付認定申請書、利用申請書は、申請期限までに必ずご提出ください。締切日以降に提出されたものは利用調整の対象外になります。
- ・認定・利用調整事務センターで集中的に事務処理を行うため、提出書類の確認にはお時間をいただきます。
※なるべくお早めに提出されることをおすすめします。

◆書類の不備・不足があった場合

- ・申請後は、郵送またはお届けいただいたメールアドレス宛にメールで書類の不備・不足に関するご連絡をする場合がありますので、ご確認ください。
- ・書類の審査は受理した順番に行います。受付期間終了間際にご提出される場合で、申請書類の不備・不足があった際に、準備できる期間が短くなります。

◆お子さんに障害がある、発達に心配があるなど、個別に支援が必要な場合

- ・必ず事前相談をしてください（予約制）。相談後、締切日までに申請書類一式をご提出ください。

◆お子さんに医療的ケアが必要な場合

- ・早急に事前相談をしてください（予約制）。相談時には「医療的ケア児保育所等利用事前相談票」「医療的ケア児童状況書」などをご準備のうえ、ご持参ください。様式類は市ウェブサイト「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」からダウンロードが可能です。相談後、締切日までに申請書類一式をご提出ください。



◆出生前でも利用申請は可能です。（※4月申請に限ります。）

これから出産予定の方で令和9年4月1日から0歳児クラスの利用を希望する方は出生前に申請することができます。ただし、令和9年2月3日(水)までに出生し、令和9年2月10日(水)までに区役所こども家庭支援課保育担当に「出生後届出書」の提出が必要です。（戸籍課への出生届の提出はこども家庭支援課への出生後届出書の提出とは別に行ってください）期限内に提出がなかった場合には、利用調整の対象となりませんのでご注意ください。申請フォームの児童名は「ベビー」と入力してください。

◆育児休業給付金の延長手続きについて

- ・育児休業給付金の延長手続きには、保育所等利用申請書類の写しが必要となりました。
- ・オンライン申請した際には、必ず、申請データ（控え）をダウンロードしてください。（ページを閉じるとダウンロードができなくなります）
- ・窓口または郵送申請した際には、申請書類を提出前にご自身でコピーを取ってください。一度提出された書類は返却できません。（※令和9年度横浜市利用案内P22参照）

◆何歳児クラスを申し込めばよいのか、確認してください。

- ・各クラスの対象となる生年月日は、令和9年度横浜市利用案内P1をご確認ください。
- ・0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もあります。詳細は令和9年度港南区保育所等一覧の各施設の保育年齢をご確認ください。
- ・利用開始予定日時点で月齢不足の施設等は申請できません。

◆就労証明書は、提出前にご自身でよくご確認ください。

- ・2026年9月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものをご提出ください。

- ・利用調整上のランクにおいては「一月当たりの就労日数」及び「就労の合計時間（月間）」で判断します。

記載漏れがないか内容に誤りがないか必ずご確認ください（変則就労の場合は週間での記載も可）。

（就労証明書裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」および市ウェブサイト「横浜市へ提出する就労証明書について」を必ずご確認ください。）

- ・「常態的に月2回以上の夜勤がある」に該当する場合には、勤務先に「夜勤証明書」の作成を依頼してください。

- ・保育所等の入所が内定した場合、利用開始月中に育児休業を終了する必要があります。（4月1日利用開始の場合、利用開始月である4月の末日までに育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。） 就労証明書記載例「育児休業を取得中で、保育所に入所できたら復職予定の方」をご確認ください。

下記横浜市ウェブサイトを必ずご確認ください。作成を依頼する就労先にもご確認くださいようにお伝えください。「横浜市へ提出する就労証明書について」

<URL> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html>



◆本人又はきょうだいが過去に保育所等利用申請をしており給付認定をお持ちの場合

- ・本人又はきょうだいが保育所等利用申請をしたことがあり、子どものための教育・保育給付認定を受けている場合はすでに認定を受けている保護者で申請してください。
- ・給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要です。（令和9年度横浜市利用案内P28参照。）

◆保留になった場合等で「保育所等の利用がなくなったとき」は必ず利用申請を取下げてください。

- ・申請は年度内有効（令和 10 年 3 月）のため、利用の希望がなくなった場合は申請の取下げが必要です。（令和 9 年度横浜市利用案内 P13 参照。）

◆「入所の内定を辞退し、別の保育所を希望する場合」や、「内定した保育所に入所したうえで、別の保育所への転園を希望する場合」

- ・一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の申請はできません。他の保育所等の利用を希望する場合、5 月 1 日入所分の申請期間内に改めて書類一式の提出が必要です。

※例外的に二次申請ができる場合（申請の際は、改めて書類一式の提出が必要です。）

- ・きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合（別園に内定し、同じ園に揃えることを希望する場合。一次の内定を保持したまま転園申請ができます。）
- ・転居の場合（一次の内定を辞退したうえで申請することができます。）

転園申請は
特に注意！

◆転園保留になった場合で「転園の希望がなくなったとき」は必ず利用申請を取下げてください。

- ・一次利用調整、二次利用調整で保留となった場合でも、申請は年度内有効（令和 10 年 3 月）です。転園の希望がなくなった際には、必ず利用申請の取下げを行ってください。

- ・転園が内定した場合には、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。

元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要です。

保育所等利用申請のポイント

◆利用希望施設と希望順位は、ご希望順に入力してください。

- ・入りやすそうな施設を上順にする必要はありません。（希望順位はランク判定等に影響しません。）
- ・受入可能数が 0 人でも申請することはできます。転園等で空きが出た場合に入所が可能となる場合があります。

◆通園可能な範囲でできるだけ多くの施設を希望してください。

- ・例年、希望者全員は入所できていません。
- ・4 月の一次申請で大多数の受入枠が埋まります。4 月の二次申請やその後の毎月の申請も受け付けていますが空き枠は限られます。4 月入所の一次申請で、通園可能な範囲でできるだけ多くの施設を希望していただくことが入所の可能性を上げるためには重要です。

- ・希望施設数は、いくつ入力しても構いません。他区の園も入力することができます。
- ・2歳児クラスまでの園（小規模保育事業等）も選択肢に入れると入所できる可能性が広がります。
- ・希望園に変更が生じた場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を一次申請は令和8年11月20日（金）まで（二次申請は令和9年2月3日（水）まで）にご提出ください。その際、改めて第一希望からすべての園をご記入ください。

◆いまいちど地図をよく見て、通うことができる保育園をご検討ください。

- ・例1) お住まいが上大岡 → 港南中央駅周辺は？ 南区（別所・大岡エリア）や磯子区（汐見台・屏風ヶ浦エリア）は？
- ・例2) お住まいが芹が谷 → 東戸塚駅周辺は？ 南区（六ッ川エリア）は？
- ・例3) お住まいが笹下 → 磯子区（洋光台・屏風ヶ浦エリア）は？
- ・例4) お住まいが港南台 → 磯子区（洋光台エリア）は？ 栄区（本郷台エリア）は？

◆利用を希望する施設の見学をしてください。

- ・見学については、各施設に直接お問い合わせください。

認定こども園について

◆入園料等について

- ・認定こども園は、すべての認定区分（1号、2号、3号）において、利用料（保育料）とは別に、入園料などの特定負担額を各園で設定する場合があります。
- ・3歳未満で入園の場合、入園後認定区分が3号から2号になる際にも、特定負担額等を各園で設定する場合があります。
- ・利用を希望する際は、あらかじめ各園にご確認のうえ、申請してください。

◆併願について

- ・保育所等（2号）と併せて認定こども園の教育利用（1号）を申し込む場合は、両方の申し込みが必要です。

※申込方法は令和9年度横浜市利用案内をご覧ください。なお、認定こども園の1号、2号併願が可能であるかにつきましては、各園に確認をお願いします。

利用申請に関してよくある質問（Q&A）〔港南区版〕

※令和9年度横浜市利用案内P29のQ&Aとあわせてご覧ください。

◆Q1. 結果が保留になったら、どうしたらいいですか？

A. 認可外保育施設や幼稚園預かり保育などの利用をご検討ください。これらは、各施設に直接申し込みをします。また、区役所には、専門相談員「保育・教育コンシェルジュ」がおり、ご家庭にあった保育サービスをご案内します。

○保育所等の空き状況、幼稚園、認可外保育施設などの情報が欲しい

○保育所等に入れず困っている

こんなときは区役所の「保育・教育コンシェルジュ」にご相談下さい。

ご相談の場合は、事前に横浜市子育て応援サイト「パマトコ」で来庁の日時をご予約ください。

TEL：045-847-8318 （相談時間：平日のみ 9：00～16：00）

※なお、保育園の種類から、申請の方法・スケジュール等保育園の申請のポイントを簡単に説明した動画も掲載されていますので、あわせてご確認ください。



◆Q2. 小規模保育事業や認可外保育施設等に入所している場合、保育所等の利用申請時に何か必要な書類はありますか？

A. 利用施設によっては在園(利用)証明書などの提出が必要な場合があります。必要な書類の詳細は令和9年度横浜市利用案内P17に記載しています。横浜市給付認定及び利用調整に関する基準に基づき、ランクおよび調整指数について判定がされます。ただし、基準日に在籍していることなど、注意すべき点があります。

・横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の利用者

指数：+1 ※卒園児の場合は、ランク：1ランクアップ、指数：+5

・認可外保育施設等を有償で月64時間以上利用（一時保育を含む複数施設での利用も可） 指数：+3

参考：市ウェブサイト「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等」



◆Q3. 求職中の場合でも、保育所等の利用申請はできますか？

A. 求職中でも申込みはできます。ただし、利用調整の優先順位ランクが低い場合、入所できない可能性が高くなります。認可外保育施設への入所や一時保育などの活用もご検討ください。認定については、令和9年度横浜市利用案内P6をご確認ください。

◆Q4. 小規模保育事業、認可乳児保育所は2歳児クラスまでしかありませんが、3歳児以降の預け先はどうなりますか？

A. 全ての小規模保育事業と一部の認可乳児保育所は卒園児の進級先として、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。連携受入枠より進級希望者が多いときには進級希望者の中で利用調整等選考を行います。また、連携施設に進級せず他の保育所等を申請する場合には、ランクを1

つ引き上げ、調整指数に5を付加して利用調整を行います。

なお、保育所等の申請をせずに3歳児（年少クラス）から認定こども園（教育利用）や幼稚園に進み、そこの預かり保育を利用するという選択肢もあります。（ただし、預かり保育の実施状況は園によって異なりますので各園に確認してください。）

◆Q5. 横浜市内で引越し予定の場合はどのように申請したらよいですか？

A. 引越し手続き（住民異動届）時には、新しい居住区のこども家庭支援課保育担当に、「認定変更申請書」（住所変更の届出）をご提出ください。

港南区ウェブサイト「港南区 保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」

（検索の場合は、「港南区 保育所入所」で検索）

港南区の保育サービスの紹介、保育所等受入可能数、保育・教育コンシェルジュへのご相談等について案内しています。



横浜市ウェブサイト「各地域型保育事業の連携先一覧（卒園後の進級先）について」

横浜市内の地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠））の連携先一覧（PDF）がご覧になります。なお、連携施設は変更される場合があるため、各施設（小規模保育事業）又は区役所こども家庭支援課に確認してください。



港南区内で令和9年4月から新規開所する施設（予定）

※詳細は令和9年度港南区保育所等一覧をご確認ください。

◆ 認定こども園

（仮称）認定こども園港南台幼稚園

その他注意事項（※令和8年度の状況）

◆つばさ保育園

本園（2歳～5歳）について、土曜保育については、分園で実施しています。

分園（生後57日～1歳）について、オンライン申請時「つばさ保育園」を選択し、申請してください。

◆Poco a Poco 保育園

土曜保育については、COSMOS保育園で実施しています。

◆キッズアミ

土曜保育については、認定こども園ムロノキッズ室の木幼稚園・プリスクール室の木で実施しています。

◆ちゅーりっぷキッズ、ちゅーりっぷハウス

土曜保育については、上大岡ちゅーりっぷ保育園（企業主導型保育施設）で実施しています。

問合せ先：港南区役所こども家庭支援課

Tel 045-847-8498

Fax 045-842-0813